

令和４年度 精華町内部統制評価報告書

【長による評価結果】

精華町長杉浦正省は、町内部統制基本方針（令和５年１月１日策定。以下「方針」という。）、に基づく評価を行い、方針に規定する報告書を次のとおり作成しました。

1 内部統制の整備及び運用に関する事項

（１）長の責任

精華町長杉浦正省は、精華町の内部統制の整備及び運用に責任を有しており、本町においては、「地方公共団体における内部統制制度の導入・実施ガイドライン」（平成３１年３月２９日総務省公表。以下「ガイドライン」という。）を参考に、「精華町内部統制に関する方針」を策定し、当該方針に規定する事務に係る内部統制体制の整備及び運用を進めております。

（２）内部統制の基本的枠組み

内部統制とは、地方公共団体の組織目的（住民の福祉の増進）の達成を阻害する事務上の要因（リスク）を識別及び評価し、対応策を講じることで、事務の適正な執行を確保することをいいます。内部統制は、長の責任の下、組織内の全ての職員が一体となって取組むことで、その目的を合理的な範囲で達成しようとするものであります。

（３）対象事務

本町においては、公営企業を含む建設工事等発注にかかる入札・契約事務を内部統制の対象としております。

建設工事等発注にかかる入札・契約事務以外の事務についても事務の適正な執行を確保するための取組を実施しておりますが、本報告書に記載する内部統制評価の対象としておりません。これは本町において建設工事等発注にかかる入札・契約事務にかかる内部統制体制の整備及び運用を最優先事項としているためです。なお、建設工事等発注にかかる入札・契約事務以外の事務も今後段階的に内部統制評価の対象に追加する予定です。

(4) 対象事務に関して整備及び運用した内部統制施策の例示

本町においては、建設工事等発注にかかる入札・契約事務に係る内部統制体制の整備及び運用の一環として、例えば以下のような取組を実施しています。

① 精華町入札監視委員会の設置及び会議実施

町の入札及び契約について事後の監視を行い、入札及び契約の過程並びに契約の内容の透明性の確保並びに公正な競争の促進を図ることを目的に令和2年4月に設置し、以来年2回の会議で入札及び契約について審議を行っています。

② 精華町入札調査監視委員会の設置及び会議実施

町の入札及び契約についての事後の検証及び調査を実施することを目的に令和2年4月に設置し、以来年4回の会議で予定価格130万円未満の建設工事等を中心に調査・監視を行っています。

③ 職員向けコンプライアンスチェックの実施

職員の法令遵守意識の確認及び啓発を目的に、年1回全職員を対象としたコンプライアンスチェックを実施しています。

(5) 内部統制の限界

内部統制は、その性質から、リスクの発生を完全にゼロにすることを可能とするものではありません。複数の担当者による共謀、当初想定していなかった組織内外の環境の変化、非定型的な事務処理、長による不当な内部統制の無視等により、内部統制が有効に機能しない場合があります。

2 内部統制の評価手続に関する事項

(1) 評価対象期間及び評価基準日

本町においては、令和5年1月から令和5年3月を評価対象期間、令和5年3月31日を評価基準日として、ガイドラインの「Ⅳ 内部統制評価報告書の作成」に基づき、全庁的な内部統制及び方針に規定する事務に係る内部統制（業務レベルの内部統制）の評価を実施いたしました。

(2) 評価対象部局

総務部、住民部、健康福祉環境部、事業部、会計課、上下水道

部（公営企業含む）、消防本部・署、教育部、議会事務局を対象部局といたしました。

（３）評価手続

① 全庁的な内部統制

内部統制の評価を担当する部署（本町では総務部入札契約室及び総務部財政課が内部統制の評価を実施。以下、「内部統制評価部局」という。）において、ガイドライン別紙１「地方公共団体の全庁的な内部統制の評価の基本的考え方及び評価項目」に規定されている評価項目について内部統制の整備状況を記録し、必要に応じて担当課へのヒアリング等を行うことで評価を実施いたしました。

なお、本年度は令和５年４月から６月に評価を実施しております。

② 業務レベルの内部統制

リスク評価シートを用いた３２箇所の課室（公営企業を含む）による自己点検及び内部統制評価部局による独立的評価（書面審査及び原課へのヒアリング）を行うことで、整備状況及び運用状況の評価を実施いたしました。

（ア）整備状況の評価

整備状況の評価では、リスク評価シートに記載されているリスク対応策が各担当課の業務の中で網羅的に実施されているかという視点で、自己点検及び独立的評価を通じて以下の２点を確認しました。

- ・各担当課の業務の中で、リスク対応策に相当する手続を実施することになっているか。
- ・評価対象期間に実施された業務を一定数抽出し、抽出された業務において「１」の手続が漏れなく実施されているか。

（イ）運用状況の評価

運用状況の評価では、リスク評価シートに記載されているリスクが実際に発生したかどうかを自己点検及び独立的評価を通じて確認しました。

（ウ）評価マニュアル及び研修の実施

各担当課における自己点検にあたり、全庁共通の基準で自

己点検が実施されるよう評価マニュアルを作成するとともに、各担当課の評価実施者に対して研修を実施し周知徹底を図りました。また、内部統制評価部局による独立的評価も前述の評価マニュアルに準拠して実施しました。

(エ) 自己点検及び独立的評価の実施状況

自己点検及び独立的評価は下表のとおり実施しております。

評価対象部局	自己点検実施時期	独立的評価実施時期
総務部	令和5年4月から 5月	令和5年4月から 6月
住民部	同上	同上
健康福祉環境部	同上	同上
事業部	同上	同上
会計課	同上	同上
上下水道部 (公営企業含む)	同上	同上
消防本部・署	同上	同上
教育部	同上	同上
議会事務局	同上	同上

(オ) 精華町内部統制推進会議

部局相互間の内部統制に関する総合調整及び情報共有を図るため、精華町内部統制推進会議を設置しており、内部統制推進にかかる最高責任者（町長）、副最高責任者（副町長）、総括責任者（総務部長）及び内部統制責任者（部長等）で組織しております。

3 評価結果

上記評価手続を実施した限りにおいて、内部統制の重大な不備（内部統制の不備のうち、地方公共団体・住民に対し大きな経済的・社会的な不利益を生じさせる蓋然性の高いものもしくは実際に生じさせたもの）は検出されず、内部統制は評価基準日において有効に整備及び評価対象期間において有効に運用されていると判断いたしました。

- 4 不備の是正に関する事項
記載すべき事項はありません。

令和5年8月8日報告

精華町長 杉浦 正省

(別紙 1) 地方公共団体の全庁的な内部統制の評価の基本的考え方

基本的要素	評価の基本的な考え方
統制環境	1 長は、誠実性と倫理観に対する姿勢を表明しているか。
	2 長は、内部統制の目的を達成するに当たり、組織構造、報告経路および適切な権限と責任を確立しているか。
	3 長は、内部統制の目的を達成するにあたり、適切な人事管理及び教育研修を行っているか。
リスクの評価と対応	4 組織は、内部統制の目的に係るリスクの評価と対応ができるように、十分な明確さを備えた目標を明示し、リスク評価と対応のプロセスを明確にしているか。
	5 組織は、内部統制の目的に係るリスクについて、それらを識別し、分類し、分析し、評価するとともに、評価結果に基づいて、必要に応じた対応をとっているか。
	6 組織は、内部統制の目的に係るリスクの評価と対応のプロセスにおいて、当該組織に生じうる不正の可能性について検討しているか。
統制活動	7 組織は、リスクの評価及び対応において決定された対応策について、各部署における状況に応じた具体的な内部統制の実施とその結果の把握を行っているか。
	8 組織は、権限と責任の明確化、職務の分離、適時かつ適切な承認、業務の結果の検討等についての方針及び手続を明示し適切に実施しているか。
情報と伝達	9 組織は、内部統制の目的に係る信頼性のある十分な情報を作成しているか。
	10 組織は、組織内外の情報について、その入手、

	必要とする部署への伝達及び適切な管理の方針と手続を定めて実施しているか。
モニタリング	11 組織は、内部統制の基本的要素が存在し、機能していることを確かめるために、日常的モニタリングおよび独立的評価を行っているか。
I C T への対応	12 組織は、内部統制の目的に係る I C T 環境への対応を検討するとともに、I C T を利用している場合には、I C T の利用の適切性を検討するとともに、I C T の統制を行っているか。

(別紙 2) 内部統制体制にかかる会議体

1 精華町入札監視委員会について

「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律（平成 12 年法律第 127 号）」の趣旨を踏まえ、町の入札及び契約について、事後の監視を行い、入札及び契約の過程並びに契約の内容の透明性の確保並びに公正な競争の促進を図るため、外部有識者による「精華町入札監視委員会」を設置しております。

令和 4 年度は、当該委員会が 2 回開催されており、概要は以下のとおりです。

(1) 令和 4 年 5 月 20 日開催

審議対象期間	令和 3 年 10 月 1 日～令和 4 年 3 月 31 日
審議対象件数	工事 32 件（うち、一般競争入札 28 件）
抽出件数	7 件
委員会意見の内容	○抽出案件に関する入札経緯等について 具申すべき特段の意見はない。なお、各委員から出された質問・意見について、今後の入札契約事務において参考にされたい。

(2) 令和 4 年 11 月 17 日開催

審議対象期間	令和 4 年 4 月 1 日～令和 4 年 9 月 30 日
審議対象件数	工事 40 件（うち、一般競争入札 40 件）
抽出件数	5 件
委員会意見の内容	○抽出案件に関する入札経緯等について 具申すべき特段の意見はない。なお、各委員から出された質問・意見について、今後の入札契約事務において参考にされたい。

2 精華町入札調査監視委員会について

精華町入札調査監視委員会の設置等に関する要綱に基づき、町の入札及び契約についての事後の検証及び調査を実施するため、予定

価格 1 3 0 万円未満の建設工事等を調査・監視する「精華町入札調査監視委員会」を設置しております。予定価格 1 3 0 万円未満の建設工事等は随意契約によることが多く入札にかける事例が少ないため、精華町入札調査監視委員会は随意契約案件を中心に調査・監視しています。

令和 4 年度における精華町入札調査監視委員会においては、一般競争入札案件が 1 件のみ検証対象とされましたが、当該案件について特段の意見等は出されませんでした。

(別紙 3) 精華町内部統制推進会議

部局相互間の内部統制に関する総合調整、情報共有、自己評価結果並びに評価報告書の確認のため、精華町内部統制推進会議を設置しております。

令和 5 年度は、当該会議を 1 回開催し、概要は以下のとおりです。

(1) 令和 5 年 7 月 1 8 日開催

対象期間	令和 5 年 1 月 1 日～令和 5 年 3 月 3 1 日
対象事務	建設工事等発注にかかる入札・契約事務
議事	1. 内部統制体制の取り組みについて 2. 協議事項 (1) 内部統制に係る評価結果について (2) 精華町内部統制評価報告書(案)について
資料	○内部統制基本方針 ○内部統制評価工事一覧 ○内部統制評価シート(自己評価及び独立的評価) ○内部統制評価報告書(案)
推進会議意見の内容	特段の意見はない。